南恩加島地域まちづくり実行委員会規約

第１章　総則

第１条（名称及び事務所）

本会は、南恩加島地域まちづくり実行委員会（以下「本会」という。）と称し、事務所を「南恩加島会館・老人憩の家（南恩加島２－７－17）」に置く。

第２条（活動区域）

本会の活動の対象とする区域は、南恩加島地域（南恩加島小学校校下）とする。（別図に定めるとおり）

第３条（目的）

本会は、南恩加島地域を安心・安全なまちにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力し、より多くの人が積極的に参加できるよう協議し、活動することを目的とする。

第４条（構成）

本会は、前条の趣旨に賛同し地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

２　本会への新たな団体の参加については、第３章に定める運営委員会の議決によるものとする。

第５条（活動）

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
（２）地域のコミュニティづくりに関すること
（３）地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
（４）地域の福祉や健康づくりに関すること
（５）子ども・青少年の健全育成や非行防止に関すること
（６）生涯学習や文化・スポーツに関すること
（７）環境に関すること
（８）その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること

２　なお次の活動は行わないものとする。

（１）営利を目的とする活動
（２）宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
（３）政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
（４）特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第２章　役員等

第６条（役員及び監事）

本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

（１）会長実行委員長　１人

（２）副会長副実行委員長　　若干名

（３）総務委員長　　若干名

（４）会計　　若干名

（５）監事　　若干名

第７条（役員等の選任）

役員等は、第３章に定める運営委員会において選任する。

２　監事は、役員を兼ねることはできない。

第８条（役員等の職務）

（１）会長実行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

（２）副会長副実行委員長は、会長実行委員長を補佐し、会長実行委員長に事故あるとき又は会長実行委員長がかけたときは、その職務を代行する。

（３）総務委員長は、本会の会務を担当する。第４章に定める委員会の活動を統括し、事業の調整にあたる。

（４）会計は、本会の会計を担当する。

（５）監事は、本会の会計及び役員の業務執行を監査する。

第９条（役員等の任期）

役員等の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

３　任期が満了しても、後任の役員が決まるまではその任を務めるものとする。

第３章　運営委員会

第10条（運営委員会の組織）

運営委員会は、本会構成団体から各１名以上及び運営委員会で承認された者及び第４章に定める委員長（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

第11条（運営委員会の議決事項）

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

（１）予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項

（２）役員等の選任及び運営委員に関する事項

（３）構成団体に関する事項

（４）規約に関する事項

（５）部会委員会の設置に関する事項
（６）その他、会務上必要な事項

第12条（運営委員会の開催）
運営委員会は、会長実行委員長が招集する。
２　運営委員会は、次の場合に開催する。
（１）会長実行委員長が必要と認めたとき。
（２）運営委員の３分の１以上から請求があったとき。

第13条（運営委員会の議長）
運営委員会の議長は、会長実行委員長がこれにあたる。

第14条（運営委員会の定足数）
運営委員会は、運営委員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

第15条（運営委員会の議決）
運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第16条（運営委員会の書面表決等）
止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
２　この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第17条（運営委員会の議事録）
運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
（１）日時及び場所
（２）運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
（３）開催目的、審議事項及び議決事項
（４）議事の経過の概要及びその結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印するものとする。

第18条（議事録の作成及び公開）
活動区域の住民（以下、「地域住民」という）、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。
２　閲覧に際しては、住所、氏名、閲覧目的について記録することとし、当該記録の公開については、議事録同様とする。

第４章　部会委員会

第19条（部会委員会の設置）

　会長実行委員長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行うための部会委員会を設置することができる。

第20条（部会委員会の組織）

　各部会委員会に、部会長委員長および副部会長、会計責任者を置く。

２　各部会長委員長は、必要に応じ部会委員会を招集し、議長を担う。

第５章　事業計画・予算・会計

第21条（事業計画及び予算）

　本会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長委員長からの報告をもとに会長実行委員長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　部会長委員長は、部会委員会の事業計画案及び予算案を作成し、会長実行委員長に報告しなければならない。

第22条（事業報告及び決算）

　本会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長委員長からの報告をもとに会長実行委員長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後２か月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

２　部会長委員長は、部会委員会の事業報告案及び決算案を作成し、会長実行委員長に報告しなければならない。

３　監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第23条（会計帳簿の整備及び公開）

　本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

２　地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第24条（事業年度）

　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第６章　規約の変更

第25条（規約の変更）

この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第７章　雑則

第26条（委任）

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長実行委員長が別に定める。

（附則）南恩加島地域まちづくり実行委員会設置要綱は、平成25年３月13日をもって廃止とする。

（附則）この規約は、平成25年３月13日から施行する。

（附則）　第９条に定める役員等の任期については、初年度は平成26年３月31日までとする。

（附則）この規約の一部を改訂し、平成28年4月12日より施行する。

（別図）

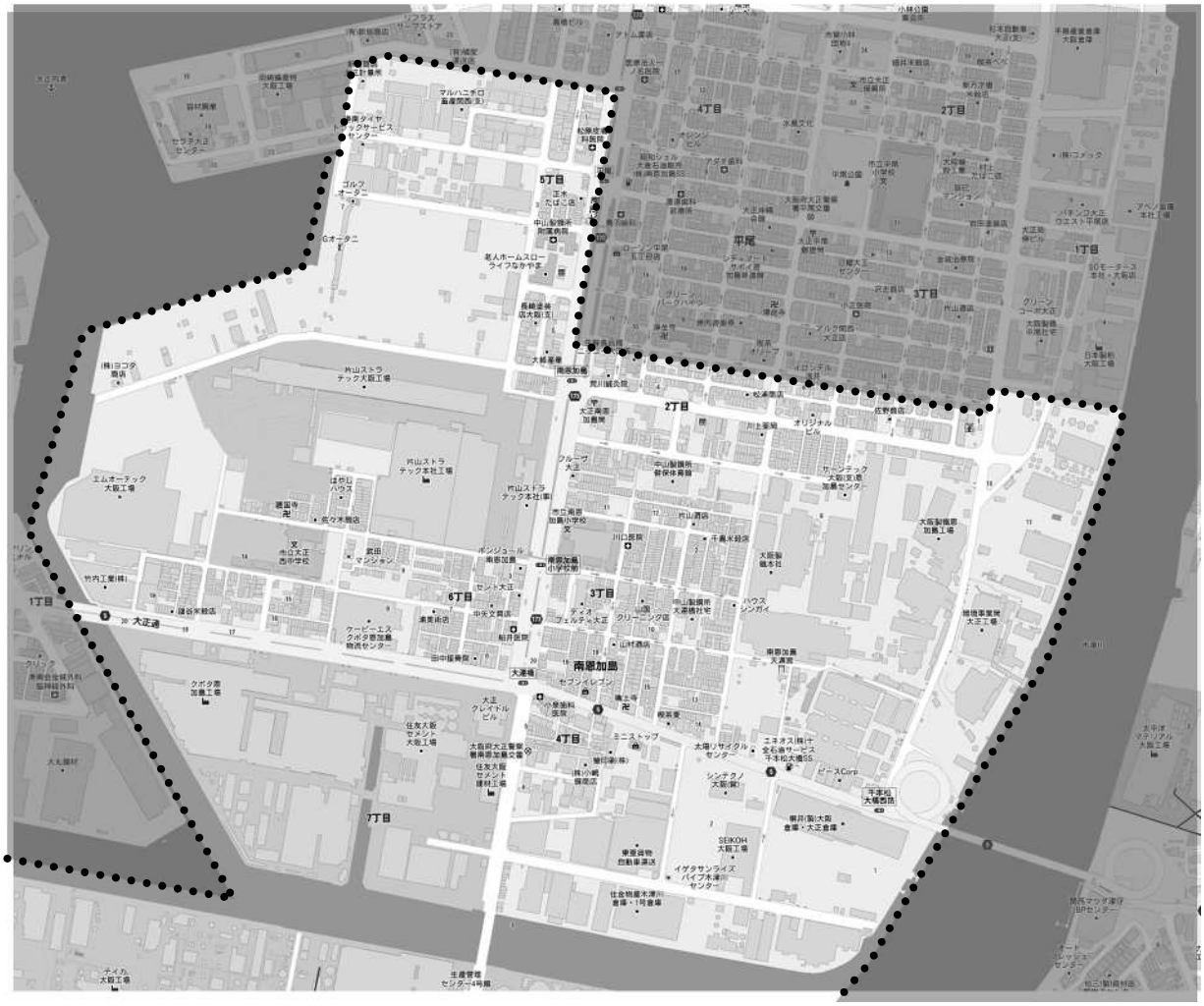

ただし、船町地域は全域を含む。